

箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十五日

箕面市長 倉田哲郎

## 箕面市条例第五十三号

### 箕面市ペット霊園の設置の許可等に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬車による火葬等が適正に行われるための必要な措置を講ずることにより、ペット霊園と周辺の環境との調和を図るとともに、地域の良好な生活環境を保全し、もって公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ペット 愛玩することを目的として飼養される犬、猫その他の動物をいう。

二 ペット霊園 火葬施設、墓地若しくは納骨堂又はこれらを併せ有するものであつて、事業の用に供する目的で設置するものをいう。

三 火葬施設 ペットの死体（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物に該当する物を除く。以下「死体」という。）を火葬する設備（以下「火葬設備」という。）を有する施設（移動火葬車を除く。）をいう。

四 移動火葬車 火葬設備を有する自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。）をいう。

五 火葬 死体を葬るために焼くことをいう。

六 埋葬 死体を火葬することなく土中に葬ることをいう。

七 墳墓 死体の焼骨（以下「焼骨」という。）を埋蔵する施設をいう。

八 墓地 特に定めのない限り、墳墓を設けるための区域であつて、事業の用に供する目的で設置する区域をいう。

九 納骨堂 焼骨を収蔵する施設をいう。

（設置者等の責務）

第三条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、ペット霊園の設置又は管理に当たり、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 ペットの飼い主等から火葬を目的とした委託を受け、移動火葬車を使用して収納（移動火葬車の火葬設備に死体を収めることをいう。以下同じ。）、運搬、火葬又は収骨（移動火葬車の火葬設備から焼骨を取り出すことをいう。以下同じ。）（以下「移動火葬車による火葬等」と総称する。）を業として行う者は、移動火葬車による火葬等を行うに当たり、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

（埋葬の禁止）

第四条 何人も、業として市内で埋葬を行ってはならない。

（設置等の許可）

第五条 ペット霊園を設置し、又は許可を受けたペット霊園において火葬施設、墓地若しくは納骨堂を新設しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定によりペット霊園を設置する者は、ペット霊園を管理するための事務所を市内に有する者でなければならない。

3 第一項の許可を受けたペット霊園の墓地の区域、納骨堂又は火葬施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

4 市内で移動火葬車による火葬等を行おうとする者（死体を運搬するた

めに、単に市内を通過するに過ぎない者を除く。）は、市長の許可を受けなければならない。

- 5 市長は、第一項、第三項及び前項の許可をするに当たり、地域の良好な生活環境の保全のために必要な限度において条件を付することができ

る。

(事前協議)

第六条 前条第一項の規定による許可を受けてペット霊園を設置し、又は前条第三項の規定による変更の許可を受けて墓地の区域を拡張しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可に係る申請に先立ち、次に掲げる事項を記載した事前協議書を規則で定める日までに市長に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 二 ペット霊園の名称及び所在地

- 三 ペット霊園に設置する施設の種類

- 四 ペット霊園の構造設備の概要

- 五 墓地にあつては、その区域の概要

- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住民票の写し又は法人にあつてはその登記事項証明書

- 二 ペット霊園の構造設備を明らかにした図面

- 三 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面

- 四 周囲三百メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(標識の設置)

第七条 申請予定者は、前条第一項の規定による事前協議を要する許可に係る申請に先立ち、当該申請に係るペット霊園の設置又は拡張の計画（以下「ペット霊園の設置等の計画」という。）の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該申請に係るペット霊園の設置又は拡張の予定地（以下「予定地」という。）の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第八条 申請予定者は、第六条第一項の規定による事前協議を要する許可に係る申請に先立ち、規則で定めるところにより、予定地から三百メートル以内の敷地内の建築物（仮設のものを除く。）及び予定地に接する土地の使用者、管理者及び所有者（以下これらの者を「近隣住民等」という。）に対し、ペット霊園の設置等の計画について周知するための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内又は火葬施設内に設置される場合は、この限りでない。

（近隣住民等の意見）

第九条 近隣住民等は、ペット霊園の設置等の計画について、第七条の標識を設置した日から前条の説明会を開催した日以後一月を経過する日までの間（前条ただし書の規定により説明会の開催を要しないときは、標識を設置した日から起算して一月を経過する日までの間）、次に掲げる申請予定者への意見を市長に提出することができる。

- 一 生活環境その他公共の福祉の見地から考慮すべき意見
- 二 構造設備と周辺環境との調和についての意見
- 三 建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項に規定する意見の提出があったと市長から連絡が

あつたときは、前項各号の意見について近隣住民等と協議を行わなければならぬ。この場合において、申請予定者は、近隣住民等の理解を得るよう努めるものとする。

3 申請予定者は、前項の規定により近隣住民等との協議を行ったときは、その協議の内容等を市長に報告しなければならない。

(申請前の勧告及び公表)

第十条 市長は、申請予定者が第六条第一項の事前協議書を提出しないときは、当該事前協議書を提出すべきことを勧告することができる。

2 市長は、申請予定者が第七条の標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを勧告することができる。

3 市長は、申請予定者が第八条の説明会を開催しないときは、当該説明会を開催すべきことを勧告することができる。

4 市長は、申請予定者が前条第二項の協議を行わないときは、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

5 市長は、前各項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となつた行為の内容

三 当該勧告の内容

(許可の申請)

第十一条 第五条第一項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第六条の規定による事前協議が完了したときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 第六条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六条第二項第一号から第四号までに掲げる書類

二 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他手続の進捗状況を明らかにした規則で定める書類

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(変更の許可の申請)

第十二条 第五条第三項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、墓地の区域を拡張しようとする場合においては、第六条の規定による事前協議が完了した後でなければならない。

一 第六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 変更の内容

三 変更後の第六条第一項第四号及び第五号に掲げる事項

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更の内容を明らかにした図面

二 変更後の第六条第二項第二号及び第三号に掲げる図面

三 墓地及び火葬施設にあつては、変更後の第六条第二項第四号に掲げる図面

四 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他手続の進捗状況を明らかにした規則で定める書類

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(廃止の許可の申請)

第十三条 ペット霊園を廃止しようとする者は、次に掲げる事項を記載し

た申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該廃止の許可を受けようとする者は、当該ペット霊園に埋蔵され、又は収蔵されている焼骨を除却し、ペット霊園の設置前の状態に復するための適正な措置を講じなければならない。

一 第六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可等の通知)

第十四条 市長は、第十一条第一項、第十二条第一項、前条及び第二十四条の規定による申請があつたときは、その可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(許可の基準)

第十五条 市長は、第五条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係るペット霊園が次条から第十九条までの基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(ペット霊園の設置場所等の基準)

第十六条 ペット霊園は、建築物（箕面市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成二十四年箕面市条例第十一号）第十四条第一項に規定する建築物をいう。第二十六条第二項第六号ロにおいて同じ。）の敷地から三百メートル以上かつ規則で定める河川から百メートル以上離れていなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内若しくは火葬施設内に設置される場合又は第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

2 ペット霊園は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。

3 ペット霊園に至る主たる道路の幅員は、交通の安全を図るための規則

で定める基準に該当しなければならない。ただし、納骨堂が墓地の区域内若しくは火葬施設内に設置される場合又は第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

4 ペット霊園の土地については、当該ペット霊園の経営者が当該土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならぬ。ただし、第一条の目的の達成に支障がないと認められるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

（墓地の構造設備等の基準）

第十七条 墓地（附帯施設を含む。第五号において同じ。）には、次に掲げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等

二 支障なく墓参をすることができるための通路

三 雨水等の排水施設

四 道路交通の安全を確保するための駐車場

五 墓地の適切な管理等を確保するための構造設備

六 前各号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

2 墓地の広告物（案内看板等を含む。）については、周辺の景観と調和するよう規則で定める基準を満たさなければならない。

（納骨堂の構造設備等の基準）

第十八条 納骨堂（附帯施設を含む。第三号において同じ。）には、次に掲げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるとき



は、この限りでない。

- 一 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等
- 二 道路交通の安全を確保するための駐車場
- 三 納骨堂の適切な管理等を確保するための構造設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

2 納骨堂の広告物（案内看板等を含む。）については、周辺の景観と調和するよう規則で定める基準を満たさなければならない。

（火葬施設の構造設備等の基準）

第十九条 火葬施設（附帯施設を含む。第四号において同じ。）には、次に掲げる区分ごとに規則で定める基準を満たした構造設備を設けなければならない。ただし、市長が第一条の目的の達成に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 火葬設備
- 二 自然環境、生活環境、景観等に与える影響を低減するための緑地等
- 三 道路交通の安全を確保するための駐車場
- 四 火葬施設の適切な管理等を確保するための構造設備
- 五 前各号に掲げるもののほか、利用者の便宜等に供するための構造設備

2 火葬施設の広告物（案内看板等を含む。）については、周辺の景観と調和するよう規則で定める基準を満たさなければならない。

（工事の完了の検査等）

第二十条 第五条第一項の許可又は第三項の変更の許可を受けた者（以下「ペット霊園の経営者」という。）は、当該許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

らない。

2 ペット霊園の経営者は、前項の検査を受け、第十六条から前条までの基準に適合するものとして検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係るペット霊園を使用してはならない。

(変更の届出)

第二十一条 ペット霊園の経営者は、第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならぬ。

(管理の基準)

第二十二条 ペット霊園の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 老朽化し、又は破損した構造設備の修復等の措置
- 二 ペット霊園を常に清潔かつ安全に保つために必要な措置
- 三 植栽等を適切に育成するための措置
- 四 関係法令等を遵守するために必要な措置
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が第一条の目的のために定める措置

(地位の承継)

第二十三条 ペット霊園の経営者からペット霊園を譲り受けた者は、当該ペット霊園の経営者の地位を承継する。この場合において、第五条第二項の規定は、承継する者についても、同様とする。

2 前項の規定によりペット霊園の経営者の地位を承継した者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(移動火葬車による火葬等の許可の申請)

第二十四条 第五条第四項の許可を受けようとする者は、規則で定める申

請書その他の書類を市長に提出しなければならない。

(移動火葬車登録証)

第二十五条 市長は、第五条第四項の許可を受けた者(以下「移動火葬業者」という。)に対し、移動火葬車ごとに規則で定める移動火葬車登録証(以下「登録証」という。)を交付するものとする。

(移動火葬車の使用の制限等)

第二十六条 移動火葬業者は、移動火葬車の火葬設備が規則で定める基準に適合するものでなければ、これを使用してはならない。

2 移動火葬業者は、移動火葬車の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 移動火葬車には、移動火葬業者の氏名(法人にあつては、その名称)、連絡先及び登録証を容易に視認できるよう表示すること。

二 火葬を行う際は、移動火葬車を走行させないこと。

三 収納又は収骨を行うときは、次の措置を講ずること。

イ 火葬炉の内部、死体及び焼骨を公衆の目に触れさせないような措置(収納又は収骨を行う場所に隣接する土地の区域内の居住者等の目に触れないような措置を含む。ただし、当該居住者等のうち、収納又は収骨を行う場所が見える者の同意を得ている場合は、この限りでない。)

ロ 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第四条第二項の規定により定めた規制基準に適合するように臭気の発生を防止する措置

四 収納又は収骨を行う場所は、公園、学校、病院、道路、河川その他の公共施設の敷地でないこと。

五 火葬を行う場所から周囲百メートル以内の土地の所有者に周知すること。

六 市内において移動火葬車を使用して火葬を行う場所は、次のいずれにも該当するものであること。

イ 移動火葬業者が所有している土地であること。ただし、当該土地の所有者が火葬を行う場所として使用すること及び当該火葬に起因する損害賠償等が生じた場合において移動火葬業者と連帯してその責を負うことを承諾しているときは、この限りでない。

ロ 人が住居としている建築物から百メートル以上離れている場所であること。

ハ 公園、学校、病院、道路、河川その他の公共施設の敷地でないこと。

3 火葬による周辺の生活環境への影響が限られるものとして、次のいずれにも該当するときは、前項第五号並びに第六号イ及びロの規定は、適用しない。

一 反復して火葬を行う場所でないこと。

二 火葬を行う土地の所有者又は管理者が、火葬を行うことを承諾していること。

三 火葬を行う場所に隣接する土地の区域内の居住者等のうち、火葬を行う場所が見える者に火葬を行うことを周知していること。

四 火葬を行う場所が集合住宅の敷地内であるときは、当該集合住宅の居住者に周知していること。

(移動火葬業者の変更等の届出)

第二十七条 移動火葬業者は、第二十四条の申請書の内容に変更が生じたときその他規則で定めるときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならぬ。

(移動火葬車による火葬等の廃止の届出)

第二十八条 移動火葬業者は、移動火葬車による火葬等を廃止しようとするとき（市内で移動火葬車による火葬等を行わなくなったときを含む。）は、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可後の勧告）

第二十九条 市長は、ペット霊園の経営者が第十三条に規定する申請又は第二十条に規定する届出をしないときは、当該申請又は当該届出をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、ペット霊園の経営者が第二十二条の措置を講じないときは、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、移動火葬業者が第二十六条第一項の基準又は同条第二項各号に掲げる事項を遵守しないときは、遵守すべきことを勧告することができる。

4 市長は、移動火葬業者が第二十七条又は前条に規定する届出をしないときは、当該届出をすべきことを勧告することができる。

（報告及び立入調査）

第三十条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園の経営者若しくは移動火葬業者に対して必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして、ペット霊園、移動火葬業者の事務所若しくは火葬、収納若しくは収骨を行う土地に立ち入らせ、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改善命令）

第三十一条 市長は、第二十九条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(許可の取消し及び公表等)

第三十二条 市長は、次のいずれかに該当するときは、第五条第一項、第三項又は第四項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により第五条第一項、第三項又は第四項の許可を受けたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消したときは、その旨を当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第一項の規定により許可を取り消したときは、次に掲げる事項を公表する。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 公表の原因となつた行為の内容

三 許可を取り消した旨

4 第五条第一項又は第三項の許可を取り消された者は、当該ペット霊園に埋蔵され、又は収蔵されている焼骨を除却し、ペット霊園の設置前の状態に復するための適切な措置を講じなければならない。

(人用の墓地の区域内に係る特例)

第三十三条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）

第十条の規定により許可を受けて設置された人用の墓地の区域内において、人用の墓地と併せて墓地を設置するときは、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第三十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にペット霊園を設置している者は、第五条第二項、第六条から第九条まで及び第十六条から第十九条までの規定にかかわらず、この条例の規定により第五条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により許可を受けたとみなされるペット霊園を設置している者は、当該ペット霊園について、平成二十六年三月三十一日までに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、届出の期限の経過後であっても届け出るこ  
とができる。

4 附則第二項の規定により許可を受けたものとみなされるペット霊園について第五条第三項の許可を申請する場合は、第五条第二項、第六条から第十条まで及び第十六条から第十九条までの規定を適用する。

5 この条例の施行の際、現に移動火葬車による火葬等を行っている者は、平成二十六年三月三十一日までの間は、第五条第四項及び第二十六条の規定にかかわらず、引き続き移動火葬車による火葬等を行うことができ  
る。その者がその期間内に第二十四条の規定による申請をした場合において、その期間を経過したときは、当該申請について許可又は不許可の  
処分があるまでの間も、同様とする。